

## 令和 6 年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 6 年度独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

（１）のぞみの園における令和 5 年度の契約状況は表 1 のとおり、契約件数は 6 件、契約金額は 2.8 億円であり、すべて競争性のある契約となっている。

表 1 令和 5 年度のぞみの園の調達全体像

（単位：件、億円）

|                  | 令和 4 年度       |                | 令和 5 年度      |                | 比較増△減           |                  |
|------------------|---------------|----------------|--------------|----------------|-----------------|------------------|
|                  | 件数            | 金額             | 件数           | 金額             | 件数              | 金額               |
| 競争入札等            | (87.5%)<br>21 | (81.1%)<br>4.3 | (83.3%)<br>5 | (96.4%)<br>2.7 | (△76.2%)<br>△16 | (△37.2%)<br>△1.6 |
| 企画競争・公募          | (4.2%)<br>1   | (1.9%)<br>0.1  | (16.7%)<br>1 | (3.6%)<br>0.1  | (0%)<br>0       | (0%)<br>0        |
| 競争性のある<br>契約(小計) | (91.7%)<br>22 | (83.0%)<br>4.4 | (100%)<br>6  | (100%)<br>2.8  | (△72.7%)<br>△16 | (△36.4%)<br>△1.6 |
| 競争性のない<br>随意契約   | (8.3%)<br>2   | (17.0%)<br>0.9 | (0%)<br>0    | (0%)<br>0      | (△100%)<br>△2   | (△100%)<br>△0.9  |
| 合 計              | (100%)<br>24  | (100%)<br>5.3  | (100%)<br>6  | (100%)<br>2.8  | (△75.0%)<br>△18 | (△47.2%)<br>△2.5 |

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減の（ ）書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

（注 3） 第 5 期中期計画より上下水道・ガスのライフラインによる随意契約については、調達件数より除いたことにより、令和 4 年度調達実績から除く。

(2) のぞみの園の令和 5 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一者応札はなかった。

表 2 令和 5 年度のぞみの園の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

|      |    | 令和 4 年度    | 令和 5 年度   | 比較増△額        |
|------|----|------------|-----------|--------------|
| 二者以上 | 件数 | 18(81.8%)  | 6(100%)   | △12(△66.7%)  |
|      | 金額 | 4.1(93.2%) | 2.8(100%) | △1.3(△31.7%) |
| 一者以下 | 件数 | 4(18.2%)   | 0(0%)     | △4(△100%)    |
|      | 金額 | 0.3(6.8%)  | 0(0%)     | △0.3(△100%)  |
| 合 計  | 件数 | 22(100%)   | 6(100%)   | △16(△72.7%)  |
|      | 金額 | 4.4(100%)  | 2.8(100%) | △1.6(△36.4%) |

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 5 年度の対令和 4 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和 6 年度については、以下のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 業務委託契約関係の一者応札の見直しの継続

一者応札・応募の解消については、引き続き「一者応札・一者応募に係る改善方策」（平成 21 年 7 月策定）に基づき、公告期間の延長、応札条件や仕様内容の見直し等、複数の競争参加となるよう積極的に取り組むとともに、障害者や障害者施設の理解の促進に努める。

- ① 公告方法について、公告から入札までの期間を規定では 10 日と定めているが、競争入札の増加を図るため、12 営業日以上確保に努めるとともにホームページ上で、「調達情報」がわかりやすいものとなるよう掲載方法を工夫する。また、競争参加資格等において、資格要件を満たす業者に情報提供を行い入札参加を勧奨するものとする。
- ② 仕様書の内容が必要以上に競争を制限するような内容になっていないかを検討する。
- ③ 入札参加辞退した事業所に対し、辞退した理由等を聞き取り検証し、令和 6 年度案件については、検証結果を反映させた仕様書の見直しを図る。
- ④ 応札者の拡大及び事務処理の効率化・経費削減を図るため、複数年契約が有効と認められる案件の検討を行い、有益な契約については、複数年契約とする。  
【調達等合理化検討会による点検の実施】

### (2) 障害者就労施設等からの優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。）に即して定めた

方針に基づき推進する。

また、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮、「環境物品等の調達  
の推進を図るための方針」等に基づいた調達を引き続き行う。

【障害者就労施設等からの調達件数、金額】

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底

#### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、役員及び調達等合理化  
検討会メンバーに事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることがで  
きる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否及び価格等の  
妥当性の観点から点検を行うこととする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等やむを得ないと  
認められる場合は、事後速やかに報告を行うこととする。

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

予定価格の取り扱いについては、限られた役職員が担当することとしているが、  
コピー及びプリントアウト時など、不特定多数の目に触れることのないように注  
意を徹底する。特に、業者等が来園し予定価格等探ろうとする行為を受けた時は、  
速やかに総務部長に報告するものとする。

なお、予定価格積算調書は、会計課金庫に保管し情報漏洩防止に努めるものと  
する。

また、契約事務の適正化を確保するため、契約事務担当者については定期的に  
研修に参加させるとともに、会計検査院等が指摘した不適切事例や官公庁等で発  
生した入札談合等について、情報等を共有し、内部統制の強化を図るなど、不祥  
事の発生の未然防止に取り組むこととする。

### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関す  
る評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、  
評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画  
の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5. 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（総括、人事、総務企画局  
担当）を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むも  
のとする。

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 総括責任者  | 理事（総括、人事、総務企画局担当）                   |
| 副総括責任者 | 総務企画局長                              |
| メンバー   | 総務部長、総務課長、会計課長、その他副総括責任者が指名<br>する職員 |

## （２）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、２か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## ６．その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、のぞみの園のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。